

○整備管理者業務実施要領

平成15年12月3日

装 第 3 9 1 号

警 察 本 部 長

整備管理者業務実施要領の制定について(通達)

この度、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第32条第2項の規定による整備管理者の権限の執行に係る基準に関する規程として、みだしの要領を別添のとおり定め、平成16年1月1日から実施するので、運用上誤りのないようにされたい。

## 別添

### 整備管理者業務実施要領

#### 1 趣旨

この要領は、埼玉県警察車両管理に関する訓令（昭和45年埼玉県警察本部訓令第13号。以下「訓令」という。）第6条に規定する整備管理者の業務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 2 業務の内容

整備管理者は、所属で保有するすべての車両について、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 訓令第18条に規定する日常点検の実施について、車両取扱責任者又は運転者を指導するとともに、日常点検の結果に基づき車両運行の可否を判断すること。
- (2) 訓令第19条第1号に規定する定期点検を行うこと。
- (3) 訓令第20条第1項に規定する点検整備記録を管理すること。
- (4) 訓令第21条に規定する特別点検に当たって、保管責任者に対し、車両の保管、整備及び機能の状況等を報告すること。
- (5) 随時、必要な車両の点検を自ら行うこと。
- (6) 訓令第24条第1項第4号に規定する通常整備その他整備に関する業務を行うこと。
- (7) 通常整備、洗車等に必要な施設及び設備並びに警察車両の車庫を管理すること。

#### 3 日常点検

整備管理者は、日常点検について次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 日常点検を確実に実施するため、日常点検基準（訓令別表第2）に基づく点検箇所、点検内容、点検の方法等について車両取扱責任者及び運転者に対し教養すること。
- (2) 整備管理者は、運転者等に対し、日常点検基準点検表（別紙）により日常点検を実施させ、その結果を必ず整備管理者に報告させること。
- (3) 点検の結果、車両の運行に支障を及ぼす不良箇所があると認めるときは、直ちに安全運転管理者及び保管責任者に報告の上、当該車両の整備について適切な措置をとること。

#### 4 通常整備

整備管理者は、車両取扱責任者と連携して通常整備を確実にを行い、故障による臨時整備をなくすよう努めなければならない。

#### 5 装備課との連絡調整

整備管理者は、点検、整備に当たり、車両の運行に支障を及ぼす故障その他の異常を発見した場合において、総務部財務局装備課装備技術センターでの整備が必要と認めたときは、保管責任者に報告の上、作業についての連絡、調整を行うものとする。

一部改正〔平成19年第2537号〕

## 6 事故

整備管理者は、車両の故障を起因とする事故が発生した場合は、安全運転管理者及び保管責任者に速やかに報告し、当該車両について適切な措置を講じるとともに、故障発生の原因を把握し、同様の故障が起らないよう再発防止に努めるものとする。

## 7 保管責任者への報告

整備管理者は、車両の管理状況について、毎月1回以上、保管責任者に報告するものとする。

## 8 啓発及び教養

整備管理者は、その職務の遂行上必要な実務及び技術の向上に努めるとともに、車両取扱責任者、運転者その他必要な職員に対し、車両の点検、整備について必要な指導、教養を行うものとする。

## 9 研修

総務部財務局装備課長は、整備管理者の職務の遂行上必要な実務及び技術に関する研修を年2回実施するものとする。

一部改正〔平成19年第2537号〕

実施日

この通達は、平成16年1月1日から実施する。

実施日（平成19年9月25日務第2537号）

この通達は、平成19年10月1日から実施する。

## 日常点検基準点検表

点 検 箇 所	点 検 内 容	点 検 箇 所	点 検 内 容
1 ブレーキ	<input type="checkbox"/> ブレーキペダルの踏みしろが適当で、ブレーキのききが十分であること。 <input type="checkbox"/> ブレーキの液量が適当であること。 <input type="checkbox"/> 空気圧の上がり具合が不良でないこと。 <input type="checkbox"/> ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。 <input type="checkbox"/> 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。	5 灯火装置及び方向指示器	<input type="checkbox"/> 点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
		6 ウインド・ウォッシャー及びワイパー	<input type="checkbox"/> ウインド・ウォッシャーの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 <input type="checkbox"/> ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
2 タイヤ	<input type="checkbox"/> タイヤの空気圧が適当であること。 <input type="checkbox"/> 亀裂及び損傷がないこと。 <input type="checkbox"/> 異常な磨耗がないこと。 <input type="checkbox"/> 溝の深さが十分であること。	7 エア・タンク	<input type="checkbox"/> エア・タンクに凝水がないこと。
3 バッテリー	<input type="checkbox"/> 液量が適当であること。	8 その他 (所見)	
4 原動機	<input type="checkbox"/> 冷却水の量が適当であること。 <input type="checkbox"/> ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。 <input type="checkbox"/> エンジン・オイルの量が適当であること。 <input type="checkbox"/> 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 <input type="checkbox"/> 低速及び加速の状態が適当であること。		